

○砂防指定地行為許可申請添付書類一覧表

添付書類名	目的	縮尺	明示事項等
位置図 (※1)	当該区域及び周辺に砂防事業施工箇所又は予定箇所が含まれていないかどうか、別の開発行為が行われていないかどうか、また、災害防止上の見地から妥当な場所であるかを確認しようとするためのものである。	1/50000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 申請地を赤枠で明示
丈量図 (※1)	申請区域の規模及び申請区域にかかる砂防指定地の面積の根拠を求めようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 行為地番（筆界線）及び隣接地番を記入 原則として座標測量を行い、面積計算書を記入（求積は小数点以下第2位表示） 行為区域（開発区域）と申請地（砂防指定地）が異なる場合は、行為区域の面積と申請地の面積を求積する。 作成年月日を記入
現場写真 (※1)	申請地の状況、排水流末の状況を確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> 行為区域線を赤線で明示 撮影年月日を記入 流末水路の接続箇所を含むこと
各種構造図 (※2)	工作物の詳細な構造を確認し、形状、規格、寸法等が妥当であるかを検討しようとするためのものである。	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 各種土砂流出防止施設、放流先水路構造図、擁壁等の形状、寸法、材質（JIS規格）等を記入
現況平面図 (※3)	申請地の地形を把握し、降雨時を想定して雨水の流出、申請区域の弱点箇所があるかを確認し、図上で砂防設備等がないかを確認しようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 地番を記入 行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域と申請地を各々別色の実線で明示 縦横断線を記入 測量年月日を記入
計画平面図 (※4)	計画が申請区域内でなされているか、縦横断図から法面の表現に誤りはないか、現況平面図で確認した弱点箇所に対する措置がなされているか、各種構造物の規模及び配置に支障はないかを確認しようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域と申請地を各々別色の実線で明示 縦横断線を記入 構造物（擁壁・調整池・沈砂池等）の位置・種類を記入 測点、計画地盤高、法面勾配、法面保護工を記入 作成年月日を記入
縦横断図 (※4)	切取・盛土勾配、切土・盛土高、小段と排水溝、法面保護、盛土法尻の補強、盛土外周の土留施設の設置、境界線		<ul style="list-style-type: none"> 境界を明示（行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域と申請地を各々別色の実線で明示）

		からの保全距離等が適当な計画であるかを確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・現況・計画地盤線を明示 ・基準線を記入 ・各種構造物、法面勾配を記入 ・盛土（赤色）、切土（黄色）に着色
その他 知事が 必要と 認める 書類	土地調書	土地所在地番で申請地及び土地所有者と行為者の関係、及び利害関係者を確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙1）により申請地と隣接地の調書を作成
	地籍図又は第17条地図	申請地との隣接関係を確認することにより、利害関係者を確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地全部を転写したものの申請地を黄色で着色 ・行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域を赤枠で明示 ・字名・地番を記入 ・当該地籍図又は第17条地図を保管する法務局名・転写年月日・行為区域が多数にまたがる場合は合成図を作成 ・合成図の作成年月日
	登記簿謄本	土地調書の記載事項を確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿が電算化されている場合は、要約書で可とする。
	利害関係者の同意書等	砂防指定地行為は私有地における行為が大部分であること及び雨水等の放流による下流の利害者が影響を受けること等私法上の紛争が生じることが多い。利害関係の承諾書を添付させることは関係者に当該行為の計画を事前に周知させることにより私法上の紛争を未然に防止しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・使用承諾書、水利組合長同意、地元自治会長同意、隣接地同意、境界確定書等 ・同意書については、同意年月日、同意する地番を記入（自署による場合は押印は不要） ・地元自治会については、説明会議事録で可とする。 ・隣接地については、境界確認書等で可とする。ただし、雨水等を隣接地を通し流す場合、別途承諾が必要。
	流域図	流域界の決定及び面積に誤りはないかを検討しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・現況の水路、溪流及び流域区分、水路系統毎の集水範囲を区分明示
	水理計算書	流出量算定の求め方、これに対応する排水計画について検討しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・排水計画における流出量の算定、排水路の断面決定及び沈砂池等容量算定の根拠を記入 ・他法令において同種の計算をする場合は、比較検討し最大値を採用すること
	重要構造物安定計算書	施行位置及び地盤を考慮しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁・堰堤等重要構造物についての安定性の根拠を記入 ・基準を超える高盛土若しくは溪流等を埋立てるような盛土の安定性の根拠を記入
	土量計算書	図面に基づき計算書の検算をするとともに、盛土材料に有機質が含まれていないかを検討しようとするためのもの		<ul style="list-style-type: none"> ・土量計算の集計を記入 ・切土、盛土量及び残土量、盛土材料を明記

	である。		
造成計画平面図（切・盛図）	移動量、移動方向及び移動方法に無理がないか、造成地盤に不安定な要因を作ることはないか、移動に伴い排水に支障がないかを確認しようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域と申請地を各々別色の実線で明示 縦横断線を記入 盛土（赤色）、切土（黄色）に着色
排水計画平面図	流水方向が記入されているか、法線及び縦断的に無理な部分はないか、流量配分が安全であるか、排水構造図及び流量計算書を確認しながら検討しようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 行為区域（開発区域）と申請地（＝砂防指定地）が異なる場合は、行為区域と申請地を各々別色の実線で明示 縦横断線を記入 排水施設の位置、種類を記入 流水方向、流量配分、流末処理を記入 調整池、沈砂池、仮設沈砂池の位置を記入 作成年月日を記入 計画平面図に記載可
切盛土丈量図	沈砂池の必要量を算出するためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 丈量図を利用し、申請地内の切土面積と盛土面積を求積すること
防災計画平面図	現況平面図、計画平面図から判断して、防災施設の位置・工法・規模が妥当であるかを検討しようとするためのものである。	1/1000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の土砂流出防止施設、仮排水施設の位置・概要、仮沈砂池等の工事中の機能維持等を記入（計画平面図を利用すること）
写真撮影位置図	現場写真が撮影位置を特定しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> 方位を明示 写真撮影位置・方向を明示 現況平面図利用可
工程表	工種と雨期との関係を重点として、工程に無理がないかを検討しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> 各作業工程順（経過月数 [日数]）で記載
防災計画説明書	申請行為について審査基準に適合しているか、記載どおりに計画平面図に反映しているかを確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> （別紙2）により作成
他法令の許可書等の写し	許可権者、許認可年月日、許可期間、許可条件等を確認しようとするためのものである。		<ul style="list-style-type: none"> 申請中の場合は申請書の写を添付

(※1) 必須添付書類

(※2) 条例第3条第1項に掲げる行為の場合は、必須添付書類

(※3) 条例第3条第1項から3項までに掲げる行為の場合は、必須添付書類

(※4) 条例第3条第2項及び3項に掲げる行為の場合は、必須添付書類